

# 令和4年度第1回千葉県障害者差別解消支援部会議事録

1 日時 令和4年11月16日（水曜日）午後8時30分～午後9時00分

2 場所 千葉県役所8階 正庁

3 出席者

（委員）初芝部会長、高山職務代理、大濱委員、菊池委員、近藤委員、佐久間正敏委員、  
佐久間水月委員、成田委員、平鹿委員、三橋委員

（事務局）白井高齢障害部長、大坪障害者自立支援課長、布施障害福祉サービス課長、  
小倉精神保健福祉課長 他2名

計16名

4 議題

（1）部会長の選出について

（2）部会長職務代理の選出について

（3）障害者差別に関する相談対応状況について

（4）その他

5 議事の概要

（1）部会長の選出について

委員の互選により、初芝委員を部会長とすることに決定した。

（2）部会長職務代理の選出について

部会長の指名により、高山委員を部会長職務代理とする事に決定した。

（3）障害者差別に関する相談対応状況について

事務局より説明の後、質疑応答が行われた。

（4）その他

6 会議経過 別紙のとおり

## 午後 8 時 3 0 分開会

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) それでは、ただいまから、令和 4 年度 第 1 回 障害者差別解消支援部会を始めさせていただきます。私は、本日、司会進行を務めさせていただきます。障害者自立支援課 課長補佐の佐藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入ります前に、お手元の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、「次第」、続いて「座席表」、「委員名簿」、資料 1 といたしまして、「障害者差別に関する相談対応状況について」、参考資料といたしまして、「千葉市における障害者差別に係る相談の流れ」、資料 2 といたしまして、「障害者差別に関する相談事例について」、資料 3 といたしまして、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要」をお配りしております。

お手元に揃っておりますでしょうか。

それでは、会議に先立ちまして、保健福祉局高齢障害部長、白井より、ご挨拶申し上げます。

(白井高齢障害部長) 千葉市保健福祉局高齢障害部長の白井でございます。

本日はお忙しい中、また、先に開催された障害者施策推進協議会に引き続き、障害者差別解消支援部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、この部会は、障害者差別解消法に基づき、障害者差別に関する相談状況等を踏まえ、効果的かつ円滑に対応することについて、ご協議いただくことを目的に設置した部会でございます。皆さんご存じかと思いますが、令和 3 年度に障害者差別解消法の見直しがあり、合理的配慮の提供については、現在は努力義務である民間事業者への適用についても義務化されることとなりました。施行は、公布の日（令和 3 年 6 月 4 日）から起算して 3 年を超えない範囲で、政令で定める日とされており、具体的なスケジュールや制度運用などは今後示される予定ですが、本部会の役割がこれまで以上に重要になることは間違いないと考えております。本市としましても、差別解消に係る相談受付やあっせんなどの取組みに加え、福祉講話や差別解消の講演会その他の普及啓発活動等の活動に今まで以上に力を入れてまいりますので、引き続き皆様にはご支援ご協力いただきますようお願いいたします。

本日は、本年度、第 1 回目の開催でございます。本部会の部会長をご選任いただくとともに、相談対応状況についての報告について、事務局から簡単にご説明をさせていただきます。委員の皆様には、本市における障害者差別の解消に向けて、各分野における専門的なご意見、ご助言をいただきますようお願いいたします。

結びに、委員の皆様のご活躍とますますのご健勝を祈念いたしまして、簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) さて、委員の皆様につきましては、お手元の「委員名簿」をご確認いただく事としまして、お一人お一人のご紹介は控えさせていただければと思います。よろしく申し上げます。

続きまして、事務局の職員の紹介につきましても、お手元の「座席表」にてご確認いただきまして、紹介は省略させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日の部会につきましては、千葉県情報公開条例第25条に基づき、公開となっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入らせていただきます。お手元の次第をご覧いただきたいと存じます。

まず、議題の(1)、部会長の選出について。議事の進行につきましては、部会長が行うこととなっておりますが、部会長が選出されるまでの間、高齢障害部長を、仮議長として進行したいと存じますが、よろしいでしょうか。

《委員より「異議なし」との声あり》

(佐藤障害者自立支援課課長補佐) ありがとうございます。それでは、ご異議がないようですので、高齢障害部長の白井を仮議長として議事を進行させていただきます。よろしく願いいたします。

(白井高齢障害部長) それでは先程に引き続きまして、部会長が選出されるまでの間、仮議長を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

部会長の選出につきましては、千葉県障害者施策推進協議会条例第8条第4項の規定によりまして、委員の互選で定めることとなっております、委員の皆様からご意見ございましたらお願いいたします。

はい、成田委員どうぞよろしく申し上げます。

(成田委員) 育成会の成田です、部会長には、地域福祉を推進する団体であり、千葉県社会福祉協議会の会長として、ご尽力されて、実績と経験が豊富でいらっしゃる、初芝委員に、お願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

《委員より拍手あり》

(白井高齢障害部長) ありがとうございます。ただいま、部会長に初芝委員を推選する旨のご提案がございまして、皆様から拍手いただきましたので、初芝委員にお願いしたいと思えます。

初芝部会長には席をお移りいただきまして、就任のご挨拶をいただき、その後、議事の進行をお願いしたいと思えます。

皆様、ご協力いただきましてありがとうございます。

(初芝部会長) ただいま、委員の皆様方のご推挙によりまして、部会長を仰せつかりました初芝でございます。

委員の皆様方とともに、円滑な会議運営に努めてまいりたいと存じますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。では、座って進めさせていただきます。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

議題の(2)「部会長職務代理の選出について」でございます、千葉市障害者施策推進協議会条例第8条第6項の規定によりまして、職務代理は部会長が指名することとなっております。私といたしましては、長年にわたり、千葉市身体障害者連合会の会長としてご尽力され、また、障害者自身の視点から、障害福祉施策の推進に向けて、様々な提案をなされるとともに、次世代を担う子どもたちを対象とした障害者への理解を促す活動の先頭に立って取り組んでおられる、高山委員に、その職をお願いしたいと存じますが、皆さんいかがでしょうか。

《委員より拍手あり》

(初芝部会長) ありがとうございます。それでは、異議なしとのことですので、高山委員におかれましては本部会の職務代理をお願いいたします。

高山委員におかれましては、席をお移りいただき、就任のご挨拶をお願いいたします。

(高山部会長職務代理) ただいま、初芝部会長よりご指名を頂きました、連合会の会長をしている高山でございます。

委員の皆様方のご協力を賜りながら、初芝会長を補佐し、会議の円滑な運営に向け、職務を全うしたいと思えますので、どうぞよろしくご指導のほどお願いいたします。

(初芝部会長) それでは続きまして、議題の(3)「障害者差別に関する相談対応状況について」で御座います。事務局から説明をお願い致します。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課長の大坪でございます。よろしくお願いたします、それでは座って説明させていただきます。

それでは早速ですが、議題(3)「障害者差別に関する相談対応状況」について、説明をさせていただきます。

はじめに、お手元の資料1「障害者差別に関する相談対応状況について」をご覧ください。

上の表は、令和3年度の相談対応状況をお示したものです。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は全部で10件でした。

区分としましては「交通機関に関する相談」が3件、「福祉サービスに関する相談」が1件、「商品・サービスに関する相談」が2件、「労働者の雇用に関する相談」が4件であり、そのうち、7件については事業者等への確認をして終結となっております。実相談者数は10人でございます。

次に、令和4年度の上半期、4月から9月までの相談対応状況ですが、下の表をご覧ください。表の枠の一番下、合計欄ですが、相談件数は全部で7件でした。

区分としましては「交通機関に関する相談」及び「商品・サービスに関する相談」が各1件、「労働者の雇用に関する相談」及び「教育に関する相談」が各2件、「その他」が1件であり、そのうち、5件については事業者等への確認をして終結となっております。実相談者数は7人でございます。

なお、本市における「障害者差別に係る相談の流れ」については、1枚めくっていただいた参考資料をご覧ください。この説明は割愛をさせていただきます。

それでは続きまして、「障害者差別に関する相談事例」について、説明させていただきます。資料2をご覧ください。

相談者は、市内在住の精神障害者の女性(車いす使用者)です。

相談内容ですが、不当な差別的取扱いに関するもので、洋服店を訪れた際に受けた対応に関する事例でございます。

主な相談内容・要望としては、次のとおりでございます。

車いすで洋服屋に入ろうとしたところ、店員Aより「それ(=本人は車いすのことと感

ことがあった。

また、別の日（天候：雨）に行った時、ズボンを試着するため、店員に声をかけようとしたところ、店員Aから「商品（ズボン）が雨合羽のせいで濡れている。雨の日は止めてくれ！」と言われ、商品を取り上げられた。

この事に関し、相談者から、

「精神的苦痛を感じた結果、不眠になり、生活圏である同洋服店の隣の鮮魚店等に行けなくなったので、洋服屋の店員の配置転換をするよう伝えて欲しい」との希望があったものです。

次に、これに対する本市の対応ですが、洋服屋に対して事実確認を行ったところ、相談者本人からも既に連絡があり、従業員への注意及び指導を行ったが、事業者の事情により配置転換は不可とのことでした。また、店員の接客方法は悪かったが、品物をダメにされるのは困るという事業者側の事情も理解して欲しいと言われた点については、障害者側も配慮が必要だったと思われまます。

続きまして、相談者への報告となります。

当課より、障害（者）に対する理解促進及び合理的配慮を行っていただけるよう、事業者に伝えた旨を報告するとともに、今後も継続して世間の障害（者）に対する理解促進活動及び普及啓発活動を行うことを報告。また、相談者（障害者本人）が困っていることを周囲に伝える努力を継続していただけるようお願いし、了承をいただきました。また、相談者の要望する洋服店の配置転換は不可であること及び理解促進・普及啓発活動は地道な活動であることへを説明し、この点についてもあわせてご理解をいただき、終結に至ったものです。

今後も引き続き、相談内容に応じて、事業者や関係部署に状況確認のうえ、合理的配慮を促すなど、障害者差別の解消に努めてまいります。

議題（3）「障害者差別に関する相談対応状況」についての説明は以上でございます。

（初芝部会長）ありがとうございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等はございますでしょうか。はい、どうぞ。

（佐久間水月委員）佐久間です。この件につきまして、弁護士の立場から少しお話をさせてもらってもよろしいでしょうか。

大きく二つありまして、法律関係からのアプローチと実態からのアプローチっていうこ

とでお話したほうがわかりやすいかと思しますので、そのように進めたいと思います。

差別解消法におきましては、不当差別が禁止され、それから合理的配慮が必要であるというようにされておりますけれども、まさに一番問題になる典型的な事例が本件だったのではないかと感じております。

まずは、相互理解がないんだったら、相互理解を求めていくべき事案であるということと、建設的対話ということで、お互いの立場というものを理解しつつ、どうしていくかというところのプロセスっていうのは、とても大事になってくるというところがあります。

それよりももっと前に人権尊重というものがあまして、それは一方的に誰かの人権を尊重するのではなくて、お互い様なんですね。ここは。それが社会で生きていく以上は、どうしても必要なことなんだっていう理解をまずしていただかないと、次のところに進んでいかないんじゃないかなというのがあります。

次に法律関係で言いますと、やはりここで言うと、商品を駄目にしてしまうっていうことは、障害者だとか障害者じゃないかにかかわらず、事業者としての事業ですので、やはりその過失であって、商品を駄目にした商品を傷付けたっていうことになると、それが一つの損害になりますので、厳密に言うと責任が発生するというふうになっています。

それから配置転換をして欲しいとか、自分のところじゃない、相手の団体・会社さんの内部のことについて、口出しできる場面と、口出しできない場面があって、こういうことで配置転換を求めるというふうに主張してしまうと、過剰主張・過剰反応というふうに言われて、モンスターっぽく扱われてしまうっていうような実態もあるということです。

法律関係につきましては、厳しく言いますと、そのようになるというところがあるので、そちらも踏まえた上で、市の方も回答しないと難しいのかなっていう、いろんな問題が起きてくるよって。まず、原則論というものをきちんと押さえた上で回答いただくっていうのはとても大事なんじゃないかなと思います。

これが法律の話。

今度、実態だけれども、実際に「それで入るの？」って言っちゃったり、言われちゃったりすることは結構ありますね。我々、現場に出て、身近に感じてるものからすると、別に車椅子って足の代わりだから、そのまま入ればとかね、何の抵抗もないのかもしれないけれども、一般の方ですと、やっぱり車いすの幅とかいろんなことがあって、ちょっと邪魔だなと感じていることも一方で事実なんだと思います。その中で、高さもいろいろあるんでしょうけれども、商品に触ったりするのに触りにくいとか、傷つけやすいその位置っていうのがあるんだと思うんですね。

それは、車椅子に乗ってみて触ってみたいとわからない。それを、お店の人はおそらく体験をしていないので、どういうふうになっているのかがわからないというところがあるんですね。

お店の方は立って接客をしたりするときに、その角度とか、トラブルになりやすい死角とか、そういう姿勢っていうものがあるんだということを、お互いにやっぱり理解をしないと、こういった問題は、究極的には解決しないんじゃないかなというところを感じたと

ころですね。

実は、私自身、雨の日に車いすの利用者さんで事務所に来た方がいらっしゃるんですね。天気を見てからいらっしゃいって言うふうに言っているんですけど、土砂降りの中、来ちゃったんです。

「濡れちゃった」って言うんですけれども、私もびちゃびちゃなんですよ。でも、全然目に入ってないんですね。

でも、本人が言うには、私は濡れちゃったって言って、私のことが見えてないんです。そういうことでも、やっぱり自分だけではなくて、介助というか付添いをする相手のこともあるんだよって言うことをご本人さんにお知らせしていかないと、結局、自分のことしか考えられなくなっちゃう方も中にはいらっしゃるので、こういった事案を通して、お互いに相手はどう思ってるのか、どういう立場であるのかって言うことを、もっとこう深めていくって言うことがすごく重要じゃないかなって言うふうに感じたところです。

「私濡れちゃったの。あなたわかってる？」って言うふうに言っても、それは認めないんですよ。やっぱりね。なかなかその辺が難しいところであります。

一緒に座ってる時に濡れる角度と、立って濡れる角度、傘を差してどうなるかというのはやっぱりその体験してみないと、なかなかそこはわからないのかなということでありまして、こういったお店に車椅子で入ることの意義って言うもの、それから迎えるものを同時に体験しつつ、疑似体験でも構いませんので、やってみることがとても大事なのかなと思いました。

それを踏まえて、やっぱり市の方も回答をする。実態というものと法律関係からのアプローチと両方、加味した上で、お答えいただけると納得感もあるし、だったら私もこうしようと、お互いを自分の中から思うお気持ちが出てこない、なかなか前に進めないのかなと感じたところです。以上です。

(初芝部会長) 事務局、何かコメントないですか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課です。

ご意見をいただき、ありがとうございます。

私もいろいろと担当からケースの報告を受けてますけれども、やはり切り分けというかその整理ですね。障害がゆえに差別を受けたということなのか。そうではなく、障害あるなしにかかわらずの事業上のトラブル、いさかいなのかっていうところは、なかなか整理が難しいです。

あとやはりその上に、感情の整理も難しい問題ですが、やはり相談を受ける場としては、少しずつ解きほぐしながら、ここは市の方から、言うべき点ですと、ここは、お客さんと店員さんの立場でお話ある点ですとかそういった言い方をして、理解し合うところに向かっていくのは大事だと感じました。

あと、実態はおっしゃる通りで、やはりその根っこには皆さんが同じ体験をして知っているということがないと、話し合いにならないのかなと思っております。



なかなか難しいですが、おっしゃっていただいたことは反映できるように頑張って参ります。ありがとうございます。

(初芝部会長) 佐久間委員、専門的知見からご意見ありがとうございます。

それでは他に、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか、それでは、以上で議題の(3)を終わらせていただきます。

次に議題(4)その他ですが事務局何かございますでしょうか。

(大坪障害者自立支援課長) 障害者自立支援課です。

少し簡単な補足ですが、先ほど白井からありました通り、令和3年6月に障害者差別解消法改正を行いまして、その資料の概要をお伝えいたします。

詳しくは資料をご覧いただきたいのですが、この3つの措置が行われることになっております。

そのうち、やはり最も注目すべきは、事業者における社会的障壁の助教の実施に係る必要かつ合理的な配慮の義務化でございます。これは令和3年6月4日から3年を超えない範囲なので、まだその日が決まっております。ですので、令和6年6月までのいつかに、施行されることとなっております。ここにつきましては、必要な情報提供等を我々して参りますので、この会でも当然話題になると思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

(初芝部会長) はい、ありがとうございました。それでは、以上で本日予定されていた議題は、すべて終了いたしました。

なお、本日の会議の議事録の作成につきましては、事務局及び部会長に一任を願ひます。

これをもちまして、令和4年度第1回障害者差別解消支援部会を終了いたします。

お疲れ様でした。有難う御座います。

(佐藤障害者自立支援課長補佐) 委員の皆様、本日は、長時間にわたり、ありがとうございました。お忘れ物のないよう、今一度、ご確認いただきましてご退席ください。本日は、お忙しいところ、誠にありがとうございました。

午後9時00分閉会

令和4年11月16日（水曜日）開催の令和4年度第1回千葉県障害者差別解消支援部会の議事録として承認し署名します。

千葉県障害者差別解消支援部会 部会長

---